

令和8年4月30日

**空母艦載機着陸訓練（FCLP）の岩国基地予備施設指定、
空母着艦資格取得訓練（CQ）に関する要請について**

本日、中国四国防衛局から、下記のとおり、岩国基地の予備施設指定を含む空母艦載機着陸訓練（FCLP）の実施予定について連絡があり、当該連絡に対して要請を行いましたので、お知らせします。

この連絡を受けて、下記3のとおり訪問し、要請しますので併せてお知らせします。

記

1 中国四国防衛局からの連絡内容（FCLPの実施及び予備施設指定）**(1) 硫黄島における着陸訓練**

- ・ 訓練期間：5月7日(木)～5月17日(日)
- ・ 訓練時間：11:00～翌3:00
- ・ 訓練機種：第5空母航空団所属空母艦載固定翼機全機種
(F-35C、FA-18E、FA-18F、EA-18G及びE-2D)

(2) 予備施設（天候等の事情で硫黄島において訓練が実施できない場合の代替施設）の指定

- ・ 指定施設：三沢飛行場、横田飛行場、厚木飛行場及び岩国飛行場
- ・ 訓練期間：5月12日(火)～5月17日(日)

2 連絡時の確認事項、電話要請及び回答

(1) 日時 4月30日(木) 13時10分

(2) 相手方 中国四国防衛局企画部長 有賀 元宏 (ありがもとひろ)

(3) 要請者 基地政策担当部長 村上 武史 (むらかみ たけし)

(4) 確認事項**ア FCLPの予備施設指定について**

予備施設における訓練時間はどうなるのか。

イ CQの実施方法について

CQは、令和5年以降、九州沖で実施され、同期間中の深夜を含む夜間の航空機騒音は市民生活への影響が少なからずあったが、今年はどうのように実施されるのか。

(次面に続く)

(5) 確認事項に対する回答

ア FCLPの予備施設指定について

予備飛行場の指定の詳細については、米軍の運用に関することになるため、回答できないことをご理解いただきたい。

イ CQの実施方法について

CQの実施期間や実施場所については、米側から情報を入手できていない。

(6) 要請内容

ア 岩国基地におけるFCLP予備施設指定に関する要請

国から、次のとおり米側へ要請されたい。

- ① 岩国基地を使用することなく、硫黄島で所要の訓練を完了すること。
- ② 今後の訓練において、岩国基地を予備施設に指定しないこと。

イ CQに関する要請

- FCLP終了後に洋上で行われるCQの実施予定について情報提供されたい。
併せて、CQについて、岩国基地に帰還せず硫黄島付近の洋上で実施するよう国から米側に要請されたい。
- 実施期間中に岩国基地で離着陸する場合には、国から次のとおり米側へ要請されたい。また、新たな情報が得られれば速やかに提供すること。
 - ① 地元の負担を考え、最終離着陸時刻が滑走路運用時間内の23時までとなるよう努めること。
 - ② やむを得ず23時以降に岩国基地で離着陸する場合は、岩国日米協議会の確認事項を尊重し事前通報すること。
 - ③ 滑走路運用時間内においても、可能な限り騒音の軽減に努めること。

(7) 要請に対する回答

ア 岩国基地におけるFCLP予備施設指定について

- 防衛省としては、硫黄島においてFCLPが着実に実施できるよう米側を支援するとともに、地元の皆様の負担軽減のためにも、硫黄島において訓練されるよう、米側に繰り返し求めていく。

イ CQについて

- CQは、FCLP実施後10日以内に開始しなければならないものと承知しているが、その実施予定に係る情報については、米側から情報が得られ次第、速やかに情報提供する。
- 防衛省としては、今回の訓練について実施期間中に岩国飛行場に帰還する場合には米軍に対し可能な限り滑走路運用時間内の23時までに岩国飛行場へ帰投するよう申し入れたところであり、今後とも引き続き、米側へ求めていく。
- 防衛省としては、岩国飛行場周辺の皆様が安心して安全に暮らせる環境を確保することは極めて重要であると認識しており、23時以降に岩国飛行場に離着陸する場合は、通報に関する岩国日米協議会の確認事項を尊重するとともに、可能な限り騒音の軽減に努めるよう米側に申し入れたところである。
- 米側には、引き続き更なる情報が得られるよう努める。

(次面に続く)

3 今後の対応

山口県基地関係縣市町連絡協議会（構成自治体：県、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町）として、国及び米側に対し、岩国基地におけるFCLPに関する文書要請を行う。

また、CQ及びFCLP前後等の航空機騒音に関する口頭要請も併せて行う。

(1) 要請内容

ア 岩国基地におけるFCLPに関する要請（文書要請）

- ① 岩国基地を使用することなく、硫黄島で所要の訓練を完了すること。
 - ② 今後の訓練において、岩国基地を予備施設に指定しないこと。
- ※ 国に対しては、以上2点を米側に求めることを要請する。

イ CQに関する要請（口頭要請）

上記2(6)イで口頭要請した内容を改めて要請

ウ FCLP前後等の航空機騒音に関する要請（口頭要請）

例年FCLP前後の4～5月には、騒音増大に伴う苦情が増加している状況にあり、今後も騒音への懸念があることから、FCLP前後の訓練も含め騒音の軽減に努めること。

※ 国に対しては、上記の内容を米側に求めることを要請する。

(2) 要請日 4月30日(木)

(3) 要請先

① 訪問 米海兵隊岩国航空基地 行政連絡調整室（15時～）

[米海兵隊岩国航空基地司令官あて]

(要請者) 山口県基地関係縣市町連絡協議会

県 : 岩国県民局長 小山 宏之 (こやま ひろゆき)

岩国市 : 基地政策担当部長 村上 武史 (むらかみ たけし)

※ 協議会構成自治体を代表して県・岩国市が要請

② 訪問 岩国防衛事務所（15時45分～）

[岩国防衛事務所長あて]

(要請者) 上記①の要請者と同じ

③ 訪問 中国四国防衛局（16時～）

[防衛大臣、中国四国防衛局長あて]

(要請者) 山口県基地関係縣市町連絡協議会

県 : 岩国基地対策室次長 磯山 博 (いそやま ひろし)

岩国市 : 基地政策課長 岡田 雅敏 (おかだ まさとし)

※ 協議会構成自治体を代表して県・岩国市が要請

④ 要請書郵送 外務大臣、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官

※ 要請結果については、概要をとりまとめの上、記者配布します。